

警備員の確保を図るための 無料のコンサルティングをうけてみませんか？

～「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」モデル企業募集のご案内～

警備員の確保・定着に課題を抱えており、その解決のために魅力ある職場づくりに取り組んでいただくモデル企業（15社）を募集します。

モデル企業になると以下のようなメリットがあります

- 「無料」で貴社の課題に沿った職場づくりのための支援が受けられます！
- 実績のある「専門家」によるアドバイスを受けられます！

貴社では、次のような悩みはありませんか…？

- ✓ 求人募集しても応募がない（少ない）
- ✓ 若年者、女性のなり手がいない（少ない）
- ✓ 警備員がなかなか定着しない

このようなお悩みを持つ企業に対し、専門的知識を持ったコンサルタント（社会保険労務士）が訪問して課題を分析し、改善提案や導入のための助言などを行います。



—改善提案のイメージ例—

- 募集方法の見直し
- 中高年や女性の活用、短時間雇用の活用
- 短時間勤務を含む柔軟な労働時間制度の活用
- 休憩時間の取扱いなど労働時間の定義や管理の明確化
- 社会保険への加入促進
- 処遇の改善
- 仕事のやりがい・達成感を感じることができる仕組みづくり
- 業務遂行能力や業績による適切な評価の実施、評価制度の構築・活用
- 機器の導入などによる業務効率の向上と警備員の負荷の軽減
- 就業環境を含めた警備契約内容の見直し
- 研修制度の充実による人材育成方法の見直し

15社限定での募集です。ぜひ応募をご検討ください！！

（応募事業所が多数の場合、課題等をふまえ、選定させていただきます）

●「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」とは ●

厚生労働省では、人材不足が懸念されている分野の事業主について、一定の雇用管理改善を行うことにより、人材の確保・定着の推進に繋がると考えています。

しかし事業主が人材の確保・定着に課題があると考え、職場の制度等の改革に着手したい場合でも、どのような制度を導入すればいいのか、また実際に導入したとしても、どのように運用すればいいのかわからないことも多く、雇用管理の改善を推進することができないままであることも多いのが現状です。

そこで、雇用管理上の課題を抱える事業主に対し、社会保険労務士等の専門家によるコンサルティングを実施し、雇用管理の改善を行っていただき、雇用管理制度の導入効果やノウハウ等を把握するとともに、分野ごとの特性を踏まえた効果的な雇用管理改善方策をとりまとめ、広く普及啓発していくため、本事業を実施することといたしました。

● 募集企業数/募集期間/対象事業所/料金 ●

○15社（予定）

○募集期間：平成29年7月4日（火）～8月31日（木）

※ただし、15社が確定した時点で募集を終了します（先着順ではありません）。

○対象事業所は警備業の事業所又は本社事業所です（1社につき原則1か所）。

○料金は無料です。

● 本事業の対象となる事業所の要件 ●

次の従業員規模などの要件を満たし、以下の警備員の人材確保・定着に関する課題のうち、一つ以上抱えている事業所であることが必要です。

—要件—

10人以上の従業員が勤務していること。（就業規則の届出がなされていること）

1号警備又は2号警備を主たる業務としていること。

—警備員の人材確保・定着に関する課題—

- ・求人募集しても応募がない（少ない）
- ・若年者、女性のなり手がいない（少ない）
- ・警備員がなかなか定着しない

ただし、反社会勢力と関係がある場合は対象外とします。

● — — — — 平成27年度・28年度 対象事業所の感想 — — — — ●

雇用管理について改善が必要とわかってもなかなか改善できなかった。モデル事業に参加して、外部からの助言や指導があって改善できた。

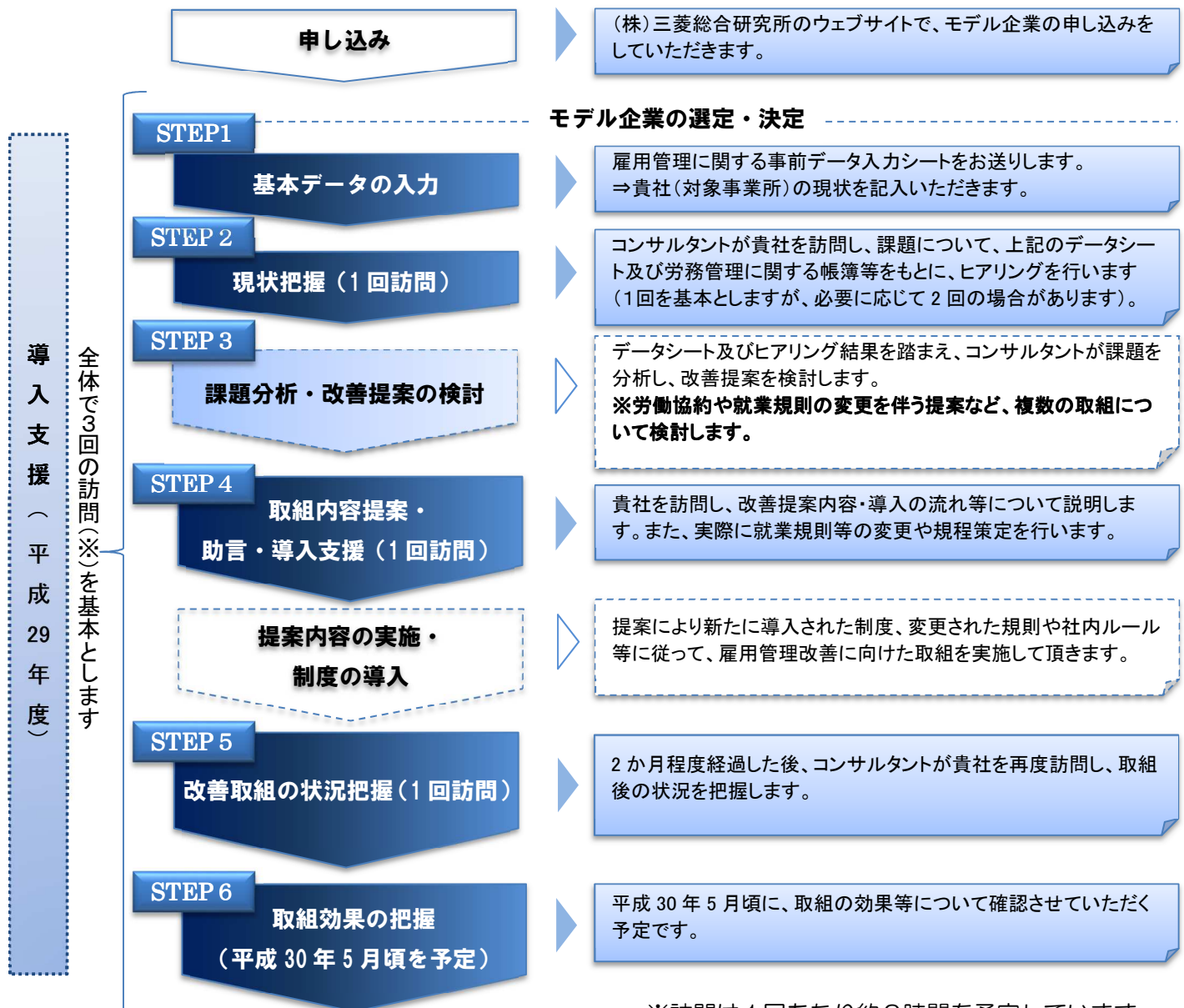
ワークライフバランスを考慮した働き方を改めて規程に盛り込むことができた。

本事業で実施する内容

- コンサルタントが貴社（対象事業所）を訪問し、現状把握および課題分析を行います。
- 警備員の人材確保・定着に関する取組の提案・助言・導入支援を行います。
- 一定期間後に改善取組の実施状況を把握します。

手順・スケジュール

～課題の分析・改善策の提案は次の手順で進めます～



ご協力いただきたいこと

- ① コンサルタントの訪問調査（3回程度）に対し、以下の対応をお願いいたします。
 - ・人事労務担当者など、貴社（対象事業所）の雇用管理の状況を熟知しており、かつ、コンサルタントの提案する内容の実施に関して、責任を持って対応いただける方を担当者としていただくこと。とくに2回目訪問時は、事業主など当該事業所の経営に責任を持つ方を含む複数名のご同席をお願いします（ただし本取組のご担当者様と同一の方であれば1名で結構です。）。
 - ・今までの雇用管理の取組状況や従業員の離職状況、労務管理に関する各種資料などのデータ提供
 - ・その他、コンサルタントの求めに応じ可能な範囲での情報開示等
 - ② コンサルタントの提案した改善提案内容の確実な実施をお願いします（いくつかの改善提案のうち、原則として就業規則等の変更を伴う雇用管理改善を含め、可能な限り複数の取組を（少なくとも1つは）実施していただきます）。
 - ③ 3回目の改善取組の状況把握の訪問に当たり、雇用管理制度の導入効果やノウハウ等を把握するための調査にご協力いただきます。
 - ④ 貴社における取組事例を報告書（公表資料）等に掲載させていただきます（原則として社名は公開ですが非公開を希望される企業の応募も受け付けます。）※
- ※応募者が多数の場合、公開を前提としてご応募いただいた企業を優先してモデル対象企業とさせていただきます。

申し込み方法

下記お申し込み専用サイトにアクセスしていただき、必要事項をご入力の上お申し込みください。

○お申し込みサイト URL:

 <http://www.mri.co.jp/jinzai-kakuho2017/>



留意点

- 👉 本事業におけるコンサルティングでは、貴社の社員のうち、「警備員」についての人材確保・定着に関する課題への対応策を検討するものです。
- 👉 課題がいくつも発見された場合、改善提案の内容はそれらの課題のうちコンサルタントが特に今行うべきと判断したいいくつかの内容となることをご了承ください（全ての課題について対応策の提案をさせていただくわけではありません）。
- 👉 本事業は対象事業所における雇用管理制度等の見直しを行った上でその効果を検証することを想定しているため途中で辞退することなどがないように、応募に当たっては、事業所単独ないし現場等による判断ではなく、貴社として意思決定をした上で行ってください。

問い合わせ先

株式会社 三菱総合研究所 ヘルスケア・ウェルネス事業本部 ヘルスケア・ウェルネス産業グループ内
「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」事務局
担当：中澤、大橋（麻）、杉山、宮下
電話：03-6705-6137 FAX：03-5157-2143
e-mail：info-jinzai-kakuho@mri.co.jp

※誠に勝手ながら8月10日（木）～8月18日（金）は夏季休業期間のため、お問い合わせへのお返事にお時間を頂戴いたします。何卒ご容赦いただけますようお願いいたします。